

需要地近接性評価割引の対象地域等の更新時期 について

第54回 制度設計専門会合
事務局提出資料

2021年1月25日



需要地近接性評価割引制度の対象地域等の更新時期について

- 現行の託送料金制度においては、小売電気事業者が潮流改善に資する地域に立地する電源を用いて託送供給を受ける場合には、託送料金の割引が受けられる仕組み（需要地近接性評価割引制度）が導入されている。
- この制度については、2015年12月の「託送供給等約款認可申請に係る査定方針」において、電源設置者の予見可能性の観点から、割引対象地域の頻繁な更新は避け、託送供給等約款にあらかじめ一定の更新までの期間（例えば、5年※）が定められていることが望ましいとされた。
- 当該整理を踏まえ、一例として提示された5年が前回の約款改定（2016年4月）から経過する2021年4月に割引対象地域等の更新を行うことが予定されているところ。
- 一方で、この需要地近接性評価割引制度については、相対取引のみ対象になる等の課題があることから、発電側基本料金における割引制度に引き継ぐこととされ、発電側基本料金導入時（2023年4月予定）に廃止することとされている。（2018年6月、「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ中間とりまとめ」）
- そのため、当初の予定どおり2021年4月に本制度の割引対象地域等の更新を行った場合、2023年3月までのわずか2年間のために更新を行うこととなる。
- 今回更新すれば、2015年の査定方針において電源設置者の予見可能性の観点から避けるべきとされている頻繁な更新を行うこととなること、当該査定方針においても「例えば、5年」とされ、7年後の更新も許容されていたと考えられること、及び関係事業者に対応コストが生じることから、本制度の割引対象地域等の更新は見送ることとしてはどうか。（2023年4月から導入予定の発電側基本料金の割引地域設定等において見直し。その旨を踏まえて託送供給等約款を改定。）

※「例えば、5年」は、第8回電気料金審査専門会合において、「火力発電所建設の計画から運転開始までの標準的な期間（5～7年程度）」を参照して設定されたもの。仮に2023年4月まで更新を見送る場合には前回更新時（2016年4月）から7年間となり、上記の「5～7年程度」とも整合する。

現行の需要地近接性評価割引制度の概要

2

- 平成11年に電気事業審議会 基本政策部会・料金制度部会 合同小委員会の下に設置された託送ワーキング・グループより、エリア制料金について、以下の報告が行われ、「制度答申」としてとりまとめられた。これを踏まえ、現在の需要地近接性割引制度が平成12年より導入されている。
- 各社では、割引対象エリアに立地する電源（特別高圧、高圧連系電源）を用いた接続供給を行う場合、一定額を託送料金から割引くこととしており、託送契約上の電気の流れではなく、物理的な電気の流れに着目した割引となっている。

【平成11年「制度答申」託送WG報告（平成11年12月2日）（抜粋）】

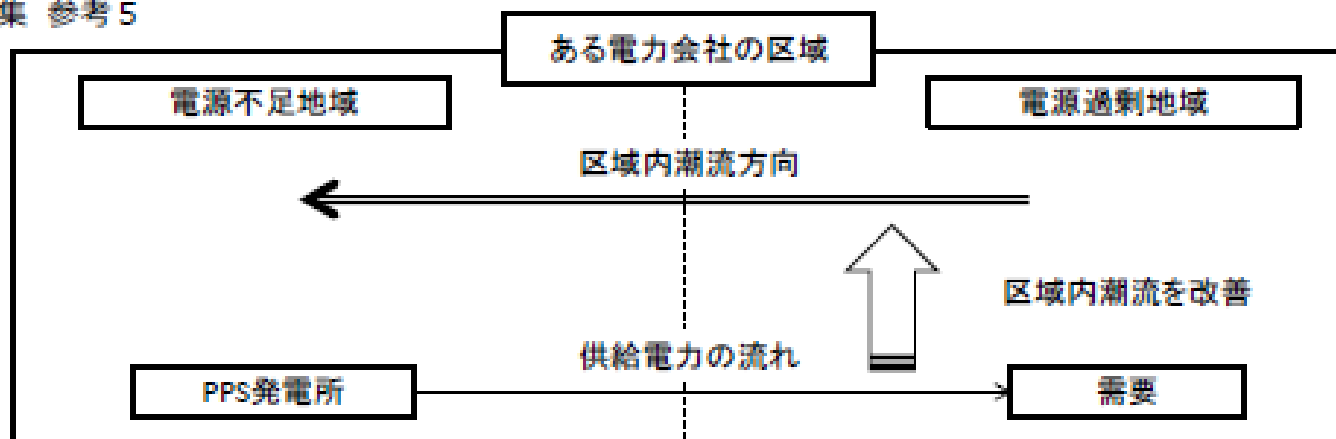
○第3章 託送料金体系 1. 基本的な託送料金体系について (2) 具体的な託送料金体系

③エリア制料金

合同小委員会報告では、個々の電力会社のネットワークにおける混雑を未然に防止し、送電設備の建設抑制に資するよう、電力会社の区域内にいくつかのエリアを設定し、エリア毎に託送料金を差別化するエリア制料金を導入することとされている。

それを具体化すると、新規参入者が発電所を区域内の潮流改善に資するエリア、すなわち電源不足地域に立地する場合については、上記①又は②による託送料金から一定額の割引を行うべきである。この一定額の割引については、火力電源入札制度において導入されている「需要地近接性」の評価を参考に設定することが適当である。

○参考資料集 参考5



(参考2)需要地近接性評価割引制度の概要②

平成28年9月16日 第1回送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG 資料3一部修正

- 現行、我が国において電源立地を考慮した需要地近接性評価割引制度があるが、過去の議論においても割引の考え方や割引対象地域などについて継続検討課題とされている。

概要

目的

- 潮流改善に資する地域に立地する電源から電気を受電して、接続供給を利用する場合に、その潮流改善効果を基に設定された割引額を接続供給に係る料金から割り引く制度
- これにより、潮流改善に資する地域への電源設置を促進し、より効率的な送配電サービスを実現することを目的とする

割引の考え方

- 特別高圧（基幹系統を含む）、高圧、低圧に接続している電源が割引対象
- 電力ロスの低減効果に加えて、基幹系統の負荷が低減することによる投資抑制効果を潮流改善の効果として評価
- 基幹系統に接続する電源、基幹系統以外の特別高圧系統に接続する電源、低圧・高圧に系統に接続する電源に区分して潮流改善効果を評価

割引対象地域

- 発電量に比較して需要が大きく、逆潮流が発生しないと考えられる地域を以下の基準に従い、市区町村単位で判定し、割引対象地域が設定
 - A) 市町村別の電力需要と発電電力量を比較し、電力需要が発電電力量を上回っている市町村を選択
 - B) 加えて、Aの市町村のうち、需要密度が供給区域全体の需要密度を上回っている市町村を選定
 - C) A、B以外に特段の事情がある場合には、個社ごとに要件を設定

見直しタイミング

- 割引対象地域の見直しを事業者判断に委ねた場合、対象地域を見直すべき状況判断があったとしても申請が行われな限り変更がされない
- また、割引の適用を受けている電源設置者の予見可能性の観点からも、頻繁な見直しは避け、託送供給等約款において、あらかじめ一定の見直しまでの期間（5年）が定められている

(参考3) 託送供給等約款認可申請に係る査定方針

平成27年12月2日電気料金審査専門会合
託送供給等約款認可申請に係る査定方針 一部加工

④ 割引対象地域の見直し時期

■ 共通

割引対象地域の見直しを事業者の判断に委ねた場合、対象地域を見直すべき状況変化があったとしても申請が行われない限り変更がなされない。このような状況では、**特定の事業者にとって有利なタイミングで割引対象地域の見直しが行われるといった恣意性が介入する余地**がある。また、割引の適用を受けている**電源設置者の予見可能性の観点**からも、**頻繁な見直しは避け、託送供給等約款において、あらかじめ一定の見直しまでの期間（例えば、5年）が定められていることが望ましい。**

1. (5) 論点 (工) 対象地域の見直しの頻度

18

申請内容に対するこれまでの議論の総括

○割引対象地域の見直しは、投資を行う事業者の予見可能性を確保するため、頻繁に行うべきではないという御意見を頂いた。

対応方針

○割引対象地域の見直しの頻度については、例えば、以下のような選択肢の中から検討してはどうか。

案A： 割引対象地域の見直しの要否を、第三者機関に判断させる。

案B： 割引対象地域の見直しを、期間を定めて行うこととする。

(例えば、火力発電所建設の計画から運開までの標準的な期間も参考に、5～7年程度)

案C： 割引対象地域の見直しのタイミングは、一般電気事業者（一般送配電事業者）に委ねる。
(一般送配電事業者による見直しの申請があった時点で審査を行った上で見直す。)

(案A、案Bを検討する理由)

対象地域の見直しを一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の申請に委ねた場合、対象地域を見直すべき状況変化があったとしても申請が行われない限り変更はされない。この点、電源設置者の公平性の観点からは、地域の見直しが特定の事業者にとって有利なタイミングで行われるといった恣意性を排除する必要があるのではないか。

(参考5) 託送供給等約款上の記載

一般送配電事業者各社の託送供給等約款
より抜粋、一部加工

- 近接性評価割引の見直し時期に関する記載
(2016年4月1日実施の託送供給等約款より抜粋)

近接性評価地域および近接性評価割引単価については、**原則として、この約款実施から5年後に見直しを行なうもの**といたします。ただし、新たな発電設備の連系等明らかに系統の潮流の変化が生じるなど、5年を経過せずに見直しを行なう合理的な理由がある場合には、5年を経過せずに見直しを行なうことがあります。

(参考6) 2018年6月の送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討 ワーキング・グループ中間とりまとめ（関係箇所抜粋）

送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ
中間取りまとめより抜粋、一部加工

なお、現行の需要地近接性評価割引制度は、卸電力取引市場への販売や一般送配電事業者のエリアを越えた取引等には適用されないことに加え、新たに導入する基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引等と趣旨や割引の考え方が重複している面もあることから、**本割引制度の導入に伴い、需要地近接性評価割引制度は廃止することとする。**

(参考7) 割引適用対象地域の例

東京電力パワーグリッドの託送供給等約款
(2020年10月1日実施) より一部加工

東京都

東京都23区（品川区を除く）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、野木町

群馬県

伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

茨城県

土浦市、古河市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、大洗町、五霞町

埼玉県

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町

千葉県

千葉市（中央区、若葉区を除く）、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市

神奈川県

横浜市（鶴見区、中区、磯子区を除く）、川崎市（川崎区を除く）、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、二宮町、中井町、開成町、愛川町

山梨県

中央市、昭和町、忍野村

静岡県

沼津市、三島市、富士市、清水町、長泉町

※平成28年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で旧近接性評価地域に立地しかつ受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所については、当分の間近接性評価対象地域に含めるものとされている